

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定（港区決定）
 都市計画愛宕地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

幅員の〔 〕は全幅員を示す。

名 称		愛宕地区第一種市街地再開発事業				
施行区域面積		約 0.6 h a				
公共施設の 配置 及び規模	道路	種 別	名 称	規 模		備 考
		幹線街路	放射第 21 号線	別に都市計画において定めるとおり。		拡幅
		区画道路	区画道路	幅員 約 5.5m〔約 11m〕、延長 約 50m		既設（歩道部再整備）
建築物の整備	街区	建築面積	延べ面積 〔容積対象面積〕	主要用途	建築物の高さの限度	備 考
	I	約 1,500 m ²	約 55,000 m ² 〔約 37,700 m ² 〕	住宅、事務所、店舗	160m	建築物の高さは T.P. +5m からとする。
	II	約 400 m ²	約 950 m ² 〔約 850 m ² 〕	店舗、寺院	低層部 1 : 15m 低層部 2 : 11m	建築物の高さは T.P. +5m からとする。
建築敷地の 整備	街区	建築敷地面積	整 備 計 画			
	I	約 2,900 m ²	<ul style="list-style-type: none"> • 広場、緑地を整備する。 • 幹線街路や区画道路の道路境界線から壁面を後退させる。 • 建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図に示す壁面の位置の制限を越えて建築してはならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物等はこの限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> 1 歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける広場、階段等及びこれらに設置される屋根、柱、壁その他これらに類するもの 2 歩行者の快適性及び安全性を高めるために設ける屋根、ひさし、落下防止柵その他これらに類するもの 3 公益上必要な建築物その他これに類するもの 4 建築物の出入口の上部に位置するひさしの部分 5 給排気施設の部分 6 斜面地の安全対策に必要な土砂受け壁その他これらに類するもの 			
	II	約 790 m ²				
参 考	再開発等促進区を定める地区計画区域内にあり。					

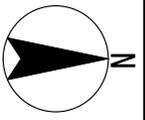
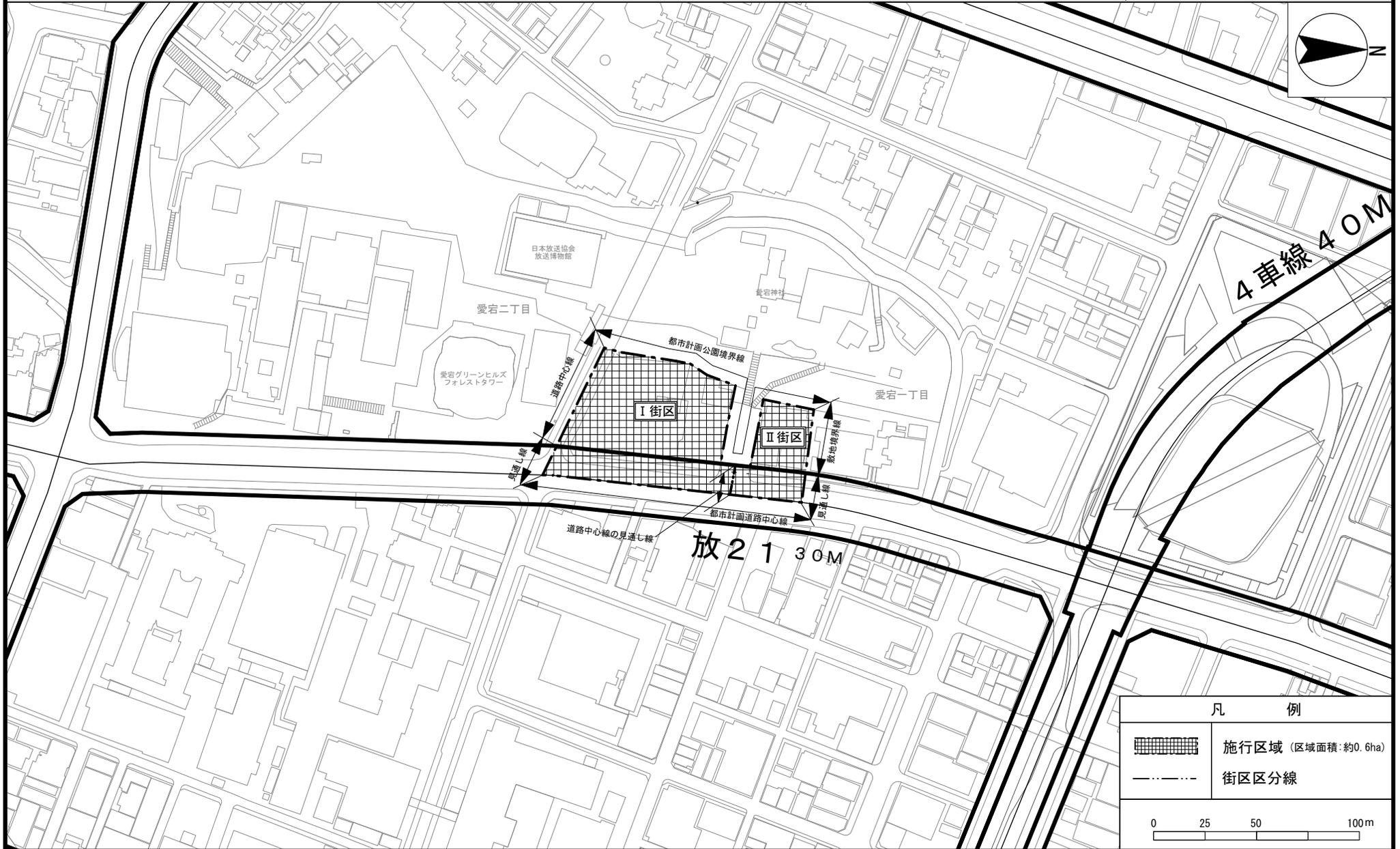
「施行区域、公共施設の配置、建築物の高さの限度、壁面位置の制限は計画図表示のとおり。」

理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、愛宕山に残された緑や歴史的・文化的環境と調和した魅力ある複合市街地の形成を図るため、第一種市街地再開発事業を決定する。

東京都市計画第一種市街地再開発事業

愛宕地区第一種市街地再開発事業 計画図1 (施行区域図)

[港区決定]

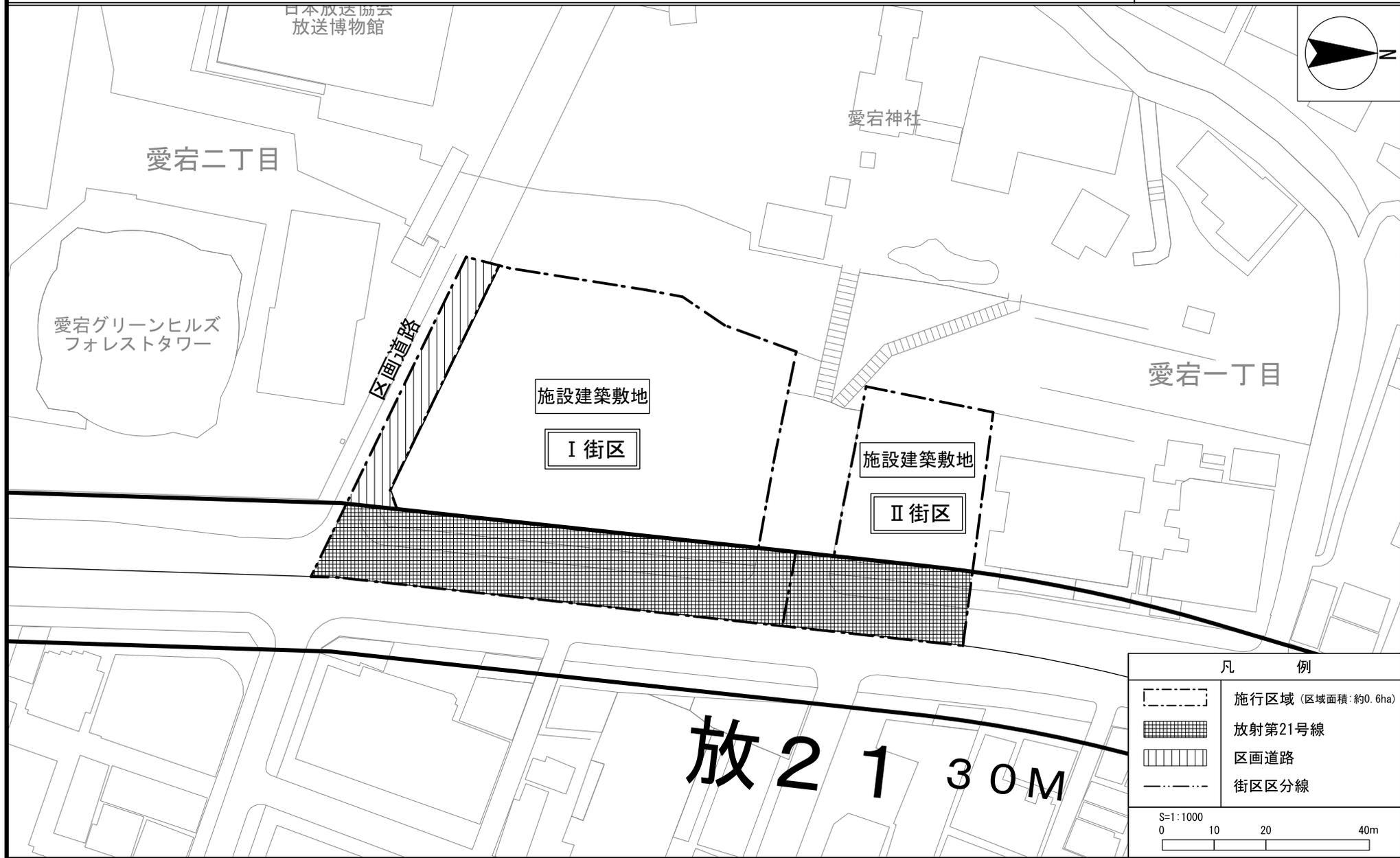


凡 例	
	施行区域 (区域面積: 約0.6ha)
	街区区分線
0 25 50 100m	

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 2都市基交著第76号、2都市基交測第39号 (承認番号) 2都市基街都第223号、令和2年11月5日

東京都市計画第一種市街地再開発事業

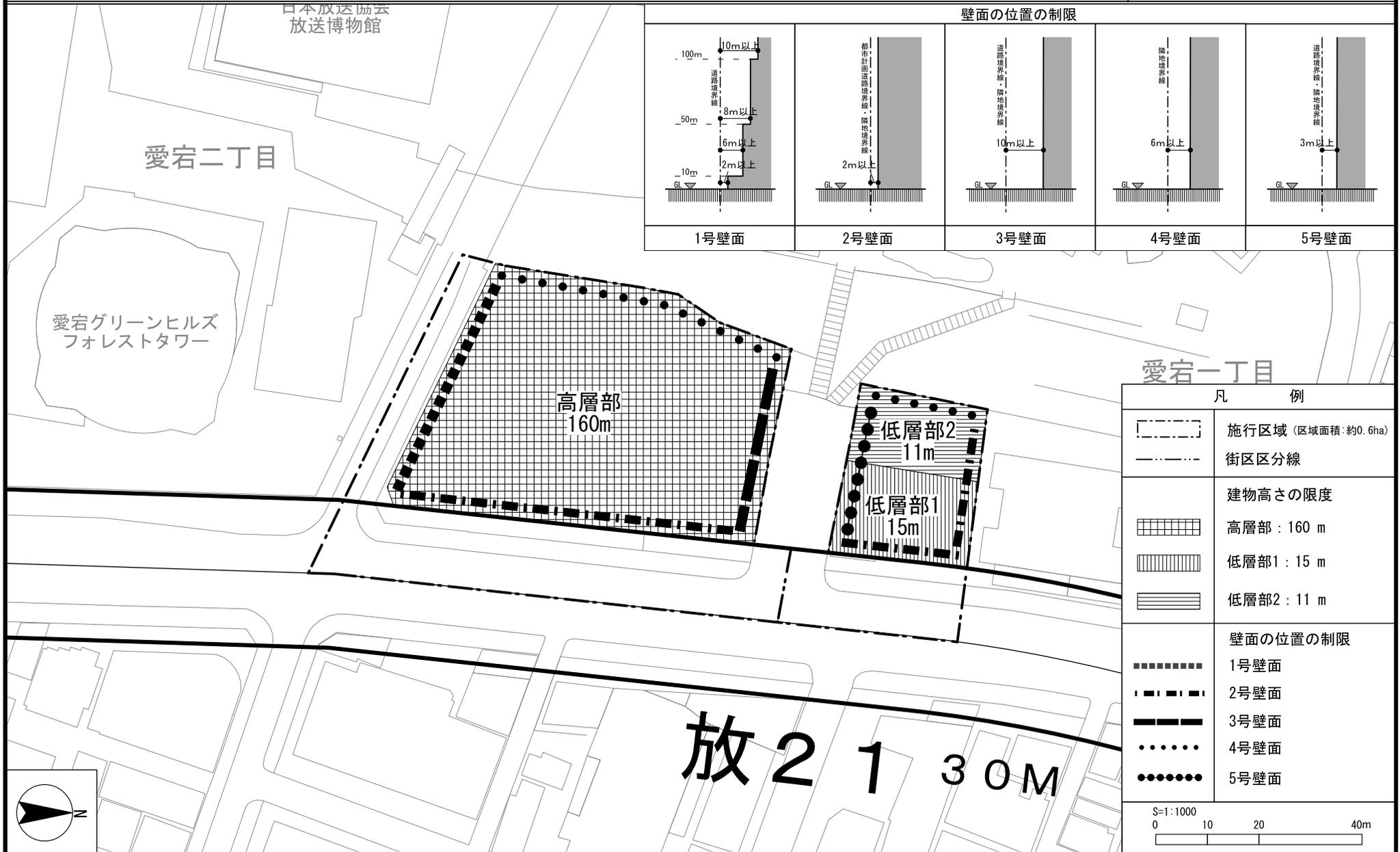
愛宕地区第一種市街地再開発事業 計画図 2 (公共施設の配置及び街区の配置図) [港区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 2都市基交著第76号、2都市基交測第39号 (承認番号) 2都市基街都第223号、令和2年11月5日

東京都市計画第一種市街地再開発事業

愛宕地区第一種市街地再開発事業 計画図3 (建築物の高さの限度・壁面の位置の制限図) [港区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 2都市基交著第76号、2都市基交測第39号 (承認番号) 2都市基街都第223号、令和2年11月5日